

令和8年 第4回農業委員会議事録

令和8年4月24日午後3時00分に第4回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

6 番（西塚 孝也） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

1 番（齊藤 智実） 5 番（西塚 喜行） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	加藤 誠
事務局主査兼係長	今田 純子	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報第 6号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 報第 7号 | 農地の転用事実に関する照会について |
| 議第11号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第12号 | 非農地証明願について |
| 議第13号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議第14号 | 農地転用許可に係る事業計画変更申請について |
| 議第15号 | 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について |

令和 8 年 第 4 回 農業委員会 議事録

尾花沢市農業委員会令和 8 年第 4 回通常総会を 4 月 24 日（金）市役所大会議室において午後 3 時 00 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。開会に先立ち申し上げます。1 番齊藤智実委員、5 番西塚喜行委員より欠席する旨、6 番西塚孝也委員より遅れる旨の連絡がございました。只今の出席委員は 16 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさん、今日は総会にご出席いただきましてありがとうございます。

3 月の末から冬を通り越して、夏のような天気が続いておりまして、本当に農作業も順調に進んでいると思いますけれども、体には十分気をつけてくださるようお願いいたします。挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和8年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、8番 星川敬夫 委員、9番 大崎清孝 委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 加藤局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は10件であり、これらすべて貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ貸借するものが8件、貸借契約を解約し同人へ売買するものが1件、今後は貸し人が自作するものが1件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第6号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第7号「農地の転用事実に関する照会について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第7号「農地の転用事実に関する照会について」をご報告いたします。地目変更の登記申請の際に登記簿の地目が田、畑、採草放牧地の場合に農地転用の許可証や非農地証明書を求められますが、転用事業者や所有者が紛失した場合に法務局が管内の農業委員会に照会するものです。

議案書4頁の昭和56年発出の「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会の取扱いについて」に基づいて、管内の照会を受けた農業委員会は2週間以内に回答を行わなければなりません。

本件は、令和8年4月7日付で照会がございました。照会の土地は、議案書4頁に記載したとおりです。平成8年当時、農地法第5条で借り人株式会社セーブオン、貸し人現所有者の家人でコンビニエンスストアを建築する内容の申請がございました。同年7月23日付けで許可を受けております。その後、平成29年2月28日に相続により所有権移転があったようです。

皆さんご承知おきかと思えますけれども、株式会社セーブオンは、吸収分割によりコンビニエンスストア事業を株式会社ローソンが承継することになりましたので照会の土地には現在はローソンがございます。

運営元は変わりましたが当時の申請内容のとおり、コンビニエンスストアと駐車場であり、現状回復命令等を発する理由もございませんので、令和8年4月14日付農委第14号により農地性がない旨と、当時の許可内容と現状回復命令を発する見込みがない旨を回答してございます。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第7号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、今月申請のありました農地法第3条の案件についてご説明いたします。所有権の移転が6件、賃貸借権の設定が21件、使用貸借権の設定が1件です。

まず、10頁から14頁が所有権移転分です。所有権移転の主な申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが3件です。同居する世帯員への生前贈与が3件です。合計して6件になります。

15ページからが賃貸借権の設定です。申請事由ですが所有者の農業廃止によるものが11件、労力不足によるものが6件、高齢化による経営縮小が2件、兼業による経営縮小が2件です。合わせまして21件です。

最後に21頁からが使用貸借権の設定です。申請事由ですが、経営移譲年金受給のための設定です。No. 1からNo. 28は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

また、昨年4月より国より示されております農業関係法令の遵守確認ですが違反がない旨、申告を受けております。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しく申し上げます。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第12号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第6班主任、笹原光政委員の報告・説明を求めます。

(14番 笹原光政委員 挙手)

(議長)

笹原委員。

(14番 笹原光政委員)

それでは、議第12号について、ご報告を申し上げたいと思います。

2案件あるわけですが、いずれも非農地の証明を願う内容となっております。調査は4

月16日、第6班が担当ということで、伊勢村孝之委員、沼澤克己委員、私笹原、そして事務局菅野主事の4名で現地調査を行いました。

申請番号1番についてでございますが、台帳地目は田となっております。しかし現況は原野ということであり、作付けは20年前の平成18年頃から行っていないということで、原野への地目変更を願うものであります。

しかし、現状は雑草や雑木が生えているという状況ではなく、ガマの穂が若干生えているという状況であり、また隣接の土地は全て田であり、全て耕作地であります。従って申請されております当該地は農地性があると判断した次第であります。

続きまして申請番号2番についてであります。台帳地目は畑ですが、山間部に位置しており、耕作が不便という事で40年以上前から耕作していないということでありまして、そして山林への地目変更を願うものであります。

現状は山間部の林の中にあり、とても耕作することは不便であります。当該地は農地性なしと判断したものでございます。

以上、報告といたします。

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第6班主任、笹原 光政 委員の報告・説明を求めます。

(14番 笹原光政委員 挙手)

(議長)

笹原委員。

(14番 笹原光政委員)

それでは、議第13号についてご報告申し上げます。農地法第4条の規定による許可申請についてであります。4月16日に同メンバーにより現地調査を行い、申請者より詳細な事由について聞き取りを行ったところです。転用の事由についてありますが、台帳地目は畑ですが、経営の規模拡大に伴い乾燥調製施設の増設が必要になったものの、現在の施設では手狭であり処理しきれなくなったために、新たに施設建設の土地を求めなければならないのですが、当該地は自宅の裏にあり、利便性からも同所に選定し、建設の許可を願うものであります。隣接地との境界線や転用することによって生じる他への影響など、例えば汚水や生活雑排水はどうするのかということについては、水道は取り付けられているということでその心配はないということで、雨水については地下浸透を図るなど、しっかりと確認を行いながら、願意は妥当であり許可相当と判断したところであります。

以上、報告といたします。

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手

を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第14号「農地転用許可に係る事業計画変更申請について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、農地転用許可に係る事業計画変更申請について説明いたします。議案書33頁になります。

4月16日に現地調査班第6班と事務局から私菅野が伺いまして調査いたしました。

当初の申請時の貸し人が西塚義治さん、借り人が農業法人であった合同会社自然屋作兵衛です。当時は、農産物の加工所兼販売所と駐車場で許可を受けておりました。当時の県へ進達した際の農業委員会の意見書ですが、委員各位のお手元にございますプラケースの農地区分、第1種農地の立地基準のcの(a)の想定でした。

しかしながら、建築されたものは転用計画に沿わないものでしたけれども、今回の申請は現状にあわせて転用計画を修正するものです。申請地は、県道銀山温泉線の沿線にあります。また、最低限ではありますが自動車の運転者が休憩のため利用することができる座席等を有する施設とトイレ、駐車場を有します。

このことから、当初の立地基準の農畜産物販売施設のcの(a)ではなく、休憩所その他これらに類する施設としてeの(d)に該当しうることを県の担当者とも確認済みです。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第15号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、
1番 齊藤智実委員、3番 沼澤克己委員の退席を求めます。

(1番 齊藤委員 退席)

(3番 沼澤委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、尾花沢市農用地利用集積等促進計画について、説明いたします。

議案書43頁の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、賃貸借設定が4件、使用貸借が4件、使用貸借権の移転が7件、特例事業による所有権移転が5件です。

申請地は農振農用地区域内が135,185㎡、その他の農地が5,355㎡になります。田と畑の内訳は、総括表の中段あたりをご覧ください。

対象人数は、賃貸借が出し手4名、受け手4名、使用貸借が出し手4名、受け手2名、使用貸借権の移転が出し手5名、受け手1名、特例事業による所有権移転が出し手5名、受け手1名になります。

それぞれの期間と10aあたりの借賃・対価の値幅は、下段の表をご覧ください。

44頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。貸借権の設定と貸借権移転、特例事業をそれぞれ順番に並べております。

これらの内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の1号から6号までの各号の要件を満たしており、許可すべきものと考えます。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。1番齊藤智実委員、3番沼澤克己委員復席願います。

(1番 齊藤委員 復席)

(3番 沼澤委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和8年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時31分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和8年4月24日

尾花沢市農業委員会

議 長

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
